

産業保健情報誌

よまこい



創刊号
平成13年
9月



労働福祉事業団
高知産業保健推進センター

Occupational Health of Kouchi

産業保健情報誌よさこい 創刊号

目次

◆創刊にあたり 高知産業保健推進センター所長 鈴木秀吉	1
◆ご挨拶 高知労働局長 古川祐二	2
◆ご挨拶 高知県医師会長 村山博良	3
◆高知産業保健推進センターの主な業務	4
◆高知産業保健推進センターの概要	5
◆相談員一覧	6
◆相談員のご挨拶	7
◆「窓口相談・実地相談申込票」	10
◆「講師紹介依頼書」	11
◆「労災保険二次健康診断等給付事業のお知らせ」	12
◆「小規模事業場産業保健活動支援促進助成金のお知らせ」	14
◆「自発的健康診断受診支援助成金利用のご案内」	15
◆写真で綴る開所式紹介	16
◆編集後記	

表紙写真／よさこい踊り



よさこい祭りは毎年8月9日、鏡川河畔で行われる華麗な納涼花火大会と前夜祭を皮切りに、10・11・12日の4日間、市内の各所で行われます。この、よさこい踊り踊りは土佐の夏の風物として、毎年全国各地から多くのよさこいファンが集るエネルギーでパワフルな南国土佐のカーニバルです。高知市内10カ所の競演場で、約130団体、およそ1万5000人の踊り子が衣装や踊りに工夫を凝らし、地方車には華やかな飾付けをして街中を祭り一色に包みます。

この祭りは、昭和29年、当時の不景気を吹きとばし、市民を元気づけようといわれたのが始まりで、有名なよさこい節をもとにつくられ、祭りを愛する市民たちの手で大きく成長しました。今では、踊りもリズムも時代とともに大きく様変わりし、正調、サンバ調、ロック調など、工夫を凝らした踊りが振り付けされており、踊り子もとより見物人を魅了するパワーあふれる祭りとして、全国に発信しています。

創刊にあたり

高知産業保健
推進センター 所長

鈴木 秀吉



今年には千年に一度訪れる新しいミレニアム (millennium) という千年期の区切りの始まりの年であり、それに合わせたように当センターを開所することができましたことは、偶然とは言えないへんありがたい、また、天候にも恵まれ、高知産業保健推進センターのこれからの大きな使命と責任を考えると、気持ちが高揚する幸先のよい始まりです。

高知県の就業者数はおおよそ40万人ですが、その業種別就業者数を平成12年国勢調査から見ると、多種多様な内容のサービス業が11万300人と最多を示し、次いで卸売・小売業・飲食店が9万4,300人、農業4万6,100人、建設業4万4,500人、製造業4万2,200人、運輸・通信業1万7,000人、公務員1万6,600人、金融・保険業1万600人と続きます。その後には人数の減った漁業、林業、電気・ガス・水道業、鉱業があります。第一次産業が13.9%、第二次産業が22.1%、第三次産業が63.6%です。

自然が豊かな農林漁業の世界と思われがちな高知県においても、現代産業社会の最先端というわけにはいきませんが、発展途上国とはまったく異なる高度な産業社会に発展していることが理解されましょう。

高知県においてもこの数十年の経済的・技術的発展の恩恵として豊かさを享受してきましたが、世界とのつながりが深くなった経済活動は新たな挑戦が必要になっています。それは産業界における終わりなき技術革新とそれに伴う産業構造の変化という大きな荒波です。この技術革新に伴う作業態様と作業組織の変化と産業構造の変化は、従来

の職場や仕事では経験したことのない状況であり、新たな疲労や精神的ストレスの増大と一般疾病や健康状態に悪い影響を与えることが憂慮されます。

産業保健推進センターは、従来の一般的職業性疾病の予防はもちろんのこと、現在進行しつつある産業界の変貌の中で発生する疲労や疾病や精神的ストレスや労働災害等健康を障害されたり、正常な生活を送れなくなることを予防し、生きがいのある職業生活を送れるようにするため、地域産業保健センター、産業医、産業保健関係専門家、産業保健団体、医療関係機関、行政機関、ボランティア団体、市民団体等と地域レベル及び全国レベルで連携して働く人たちの健康保持・増進のための産業保健事業活動を推進することを使命とする機関ですので、是非ともご活用願うものです。また、関係各位のご協力とご鞭撻も切にお願いいたします。

ご挨拶

高知労働局長

古川 祐二



高知産業保健推進センターが本年6月7日に開所され、誠におめでとうございます。働く人の健康の確保対策を推進しているものとして大変うれしく思う次第であります。

最近の労働者の健康をめぐる状況は、産業構造の変化、高齢化の進展等の影響により、脳・心臓疾患につながる所見を有する者や仕事や職場生活において疲労やストレスを感じる者が増加傾向にあります。さらに、依然としてじん肺症、振動障害等の職業性疾病も多く発生しているところでございます。

高知県におきましても、定期健康診断結果における有所見率は、平成12年には約47%

となっており、全国平均に比較し約2ポイント高くなっております。

労働者の健康を確保するためには、事業者が率先して労働衛生管理活動に取り組むとともに、産業医、衛生管理者等の労働衛生管理スタッフが中核となって、作業環境管理、作業管理及び健康管理に積極的に取り組むことが重要であります。

高知産業保健推進センターは、事業場におけるこれらの活動を支援するとともに、県下4ヵ所に設置されている地域産業保健センターの活動を支援することを目的としており、高知県における産業保健活動の中核としての役割が期

待されているものであります。

高知労働局といたしましても、産業保健推進センターがこのような役割を十分果たすことができるよう、側面からできるだけご協力をするとしておりますので、関係者の方々にもそれぞれの立場で産業保健推進センターに対するご支援方をよろしくお願いいたします。

産業保健推進センターが産業保健関係者の方々からの信頼を得て、多くの方が利用されることを心から祈念して、お祝いのご挨拶といたします。

ご挨拶

高知県医師会長

村山 博良



待望久しかった「高知産業保健推進センター」が関係各位のご努力により開設されましたことは、誠に喜ばしいこととお慶び申し上げます。また、それとともに産業保健推進センターの情報誌が発刊されますことは、時宜を得た企画と敬服いたします。

さて、二十一世紀を迎え、少子高齢社会が進むにつれ、高齢勤労者も多くなり、そのうえ複雑な社会構造はさまざまなストレスを強いるようになりました。

職場における健康管理も、従来は特有の職業性疾病の予防対策として、作業環境管理、作業管理及び健康管理を中心に進めてまいりました。最近

はさらに、生活習慣病やトータルヘルスプロモーション（THP）あるいは急性脳梗塞や急性心筋梗塞などの過労死、果てはストレスによる自殺まで、多岐にわたる対応が求められるようになりました。

特に、従業員50人未満の事業場には産業医の選任義務がないことから、そうした事業場で就労する勤労者の健康管理には特段の手だてが要望されます。

そうした課題への対応もあって「地域産業保健センター」が県下4労働基準監督署管内に設置され、すでにその活動も地についたものになっております。こうした地域産業保

健センターの業務を支援し、トータルに県下の産業保健を充実、発展させる目的をもって「産業保健推進センター」が設置されたわけでありませう。

その幅広い活動の情報広報誌が創刊されましたことは、誠に意義深いことと存じます。

高知産業保健推進センターのご発展と産業保健衛生のますますの充実を併せ祈念いたしまして、創刊号発刊のお祝いの言葉といたします。

高知産業保健推進センターの主な業務

当センターのご利用は、原則として**無料**です。
内容その他詳細につきましては、当センターまでお問い合わせ下さい。



窓口相談、実地相談

1

産業保健に関する疑問や問題点について、各分野の専門の相談員が、センターの窓口または電話、FAXでの相談に応じます。
また、実践的活動については、相談員が現地に出向いて具体的方法を助言します。

(10頁の申込票をご利用下さい)



情報の提供

2

産業保健関係の図書・ビデオなどの閲覧・貸出しを行います。
産業保健関係者の教材として、また、研修等の教材として、ご利用下さい。
コピーサービス(実費)もしています。



研修

3

産業保健に関する研修や実践的な勉強会を実施します。
また、事業場や団体が行う研修に対しても、研修用機材の貸出しや講師の派遣・紹介等の支援を行います。

(11頁の依頼書をご利用下さい)



広報・啓発

4

職場の健康管理の重要性を事業主の方にご理解いただくために、事業主セミナーを開催する等、広報・啓発活動を行います。



調査・研究

5

産業保健活動に役立つ調査研究を実施し、その結果を発表します。



助成金の支給

6

産業区共同道任事業助成金及び自発的健康診断受診助成金を支給します。詳細は高知産業保健推進センターまでお問い合わせ下さい。

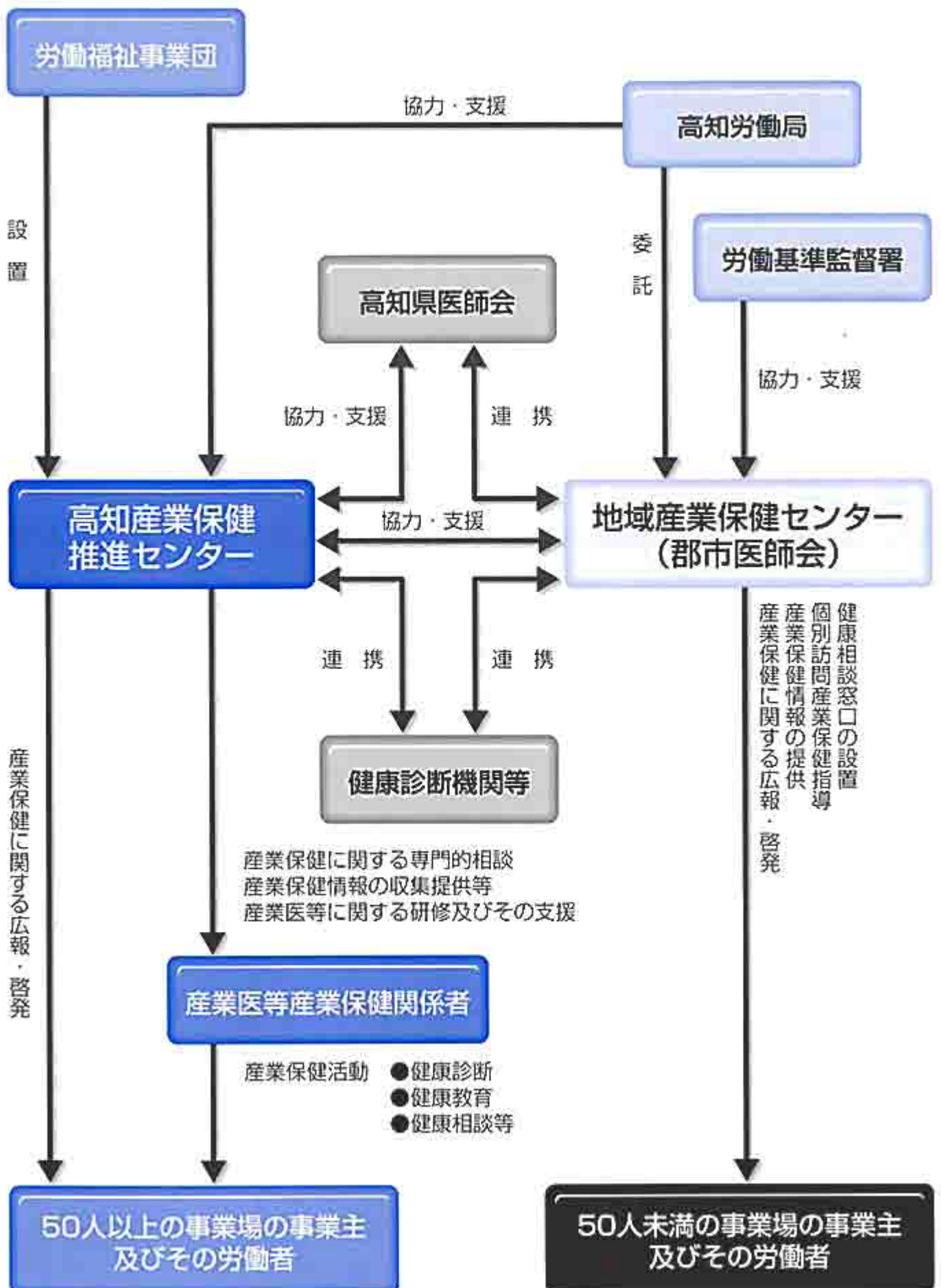
◆ご利用いただける日時

- 休日を除く毎日 午前9時～午後5時
- 休日/毎土・日曜日及び祝祭日・年末年始 7月1日

◆ご利用・お申し込み場所

労働福祉事業団 高知産業保健推進センター
〒780-0870 高知県高知市本町4丁目2-40
ニッセイ高知ビル4階
TEL 088-826-6155 FAX 088-826-6151

高知産業保健推進センターの概要



相 談 員 一 覧

産業医学

高橋 淳二	高橋病院院長	火曜日（第2・第4） 午後
森岡 茂治	地方職員共済組合高知県支部診療所長	木曜日（第2・第4） 午後
甲田 茂樹	高知医科大学教授	木曜日（第1・第3） 午後
熊野 修	永井病院院長	金曜日（第2・第4） 午後
坪崎 英治	高知検診クリニック院長	水曜日 午後
森木 光司	森木病院院長	火曜日（第1・第3） 午後
高島 正	高知県総合保健協会 中央健診センター副センター長	月曜日（第1・第3） 午後

労働衛生工学

門田 義彦	門田労働衛生コンサルタント事務所長	毎週火曜日・木曜日午前を3名でローテーションします。
中西 淳一	東洋電化工業(株)分析センター	
川村 清雄	(株)東洋技研	

メンタルヘルス

伊藤 高	いとうクリニック院長	金曜日（第1・第3） 午後
------	------------	---------------

労働衛生関係法令

山本 秋廣	高知労働基準協会事務局長	月曜日 午前
-------	--------------	--------

カウンセリング

森 由枝	森社会保険事務所長	水曜日 午前
------	-----------	--------

保健指導

五十嵐恵子	高知県総合保健協会	第4月曜日 午後
-------	-----------	----------

産 業 保 健 相 談 員 勤 務 表

		月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
第一週	午前	山本相談員 (労働衛生関係法令)	門田相談員 (衛生工学)	森相談員 (カウンセリング)	中西相談員 (衛生工学)	
	午後	高島相談員 (産業医学)	森木相談員 (産業医学)	坪崎相談員 (産業医学)	甲田相談員 (産業医学)	伊藤相談員 (メンタルヘルス)
第二週	午前	山本相談員 (労働衛生関係法令)	川村相談員 (衛生工学)	森相談員 (カウンセリング)	門田相談員 (衛生工学)	
	午後		高橋相談員 (産業医学)	坪崎相談員 (産業医学)	森岡相談員 (産業医学)	熊野相談員 (産業医学)
第三週	午前	山本相談員 (労働衛生関係法令)	中西相談員 (衛生工学)	森相談員 (カウンセリング)	川村相談員 (衛生工学)	
	午後	高島相談員 (産業医学)	森木相談員 (産業医学)	坪崎相談員 (産業医学)	甲田相談員 (産業医学)	伊藤相談員 (メンタルヘルス)
第四週	午前	山本相談員 (労働衛生関係法令)	門田相談員 (衛生工学)	森相談員 (カウンセリング)	中西相談員 (衛生工学)	
	午後	五十嵐相談員 (保健指導)	高橋相談員 (産業医学)	坪崎相談員 (産業医学)	森岡相談員 (産業医学)	熊野相談員 (産業医学)

※火・木曜日の衛生工学（午前中）に関しては、門田・中西・川村の3名でのローテーションとなっています。



相談員のご挨拶



self-introduction of advisers



産業医学相談員
高橋 淳二
(高橋病院院長)

昭和61年4月から平成12年3月末まで県医師会理事、常任理事を務め、産業医部会を担当してきました（現在も同部会の顧問）。この間、地域産業保健センターの設置・運営や認定産業医の研修事業に携わってきました。

このたび、産業保健推進センターの開設・発足に伴い、産業保健相談員に任命されましたが、これまでの経験を生かしてその任に当たり、各事業場における産業保健活動がより適切に実施されるよう、少しでも貢献したいと考えています。



産業医学相談員
森岡 茂治
(地方職員共済組合
高知県支部診療所長)

医学部卒業後約20年間、呼吸器内科に携わり、多くのじん肺症例を扱い、鬼怒川の労災病院で何日かの研修を受けたこともあります。また、高知県総合保健協会時代に産業医として職場健診、職場巡視などに携わり、産業医科大学での産業医研修に1週間参加したこともあります。県立宿毛病院幅西地域保健医療センターでは、約90例の振動病患者の診療検査に2年間携わり、貴重な経験をしました。さらに、日本医師会認定産業医、健康スポーツ医の制度発足に伴い、当初から認定を受け、これを生かして保健所で地域の健康推進事業に参加、管内の事業場の産業医を兼任して職場巡視、健康管理に携わってもまいりました。

今春、定年退職後、現在は現職場で県庁の産業医として職員の診療、健康管理に従事しております。産業医としてはまだまだ未熟者ですが、今後ますますの研鑽を積むつもりですので、よろしくお願いいたします。



産業医学相談員
甲田 茂樹
(高知医科大学教授)

大学を卒業して以来、一貫して社会医学（衛生・公衆衛生学）に籍を置き、産業・環境保健学を専門領域としてきました。具体的には、作業関連筋骨格系疾患（腰痛症）の管理・予防対策や有害化学物質のリスク・アセスメントで仕事をしてきました。

私の仕事のやり方はフィールドワークを旨とするため、作業現場にもしばしば出かけますし、労働負担や作業環境評価などの調査も行ってきました。傍らで、三菱重工業三原製作所や高知市役所などの非常勤産業医にも従事してきたため、事業場における産業医活動もひとつとおり勉強させていただきました。このような経験が相談員としての活動に生かせればと考えています。



産業医学相談員
熊野 修
(永井病院院長)

昭和35年、岡山大学医学部を卒業し、インターン修了後、岡山大学整形外科に入局。昭和40年、同大学院を卒業。昭和41年から高知県立中央病院整形外科に勤務し、以来、副院長、院長を歴任、平成7年高知県理事（地域医療担当）に就任し、平成13年に退職しました。その間、高知労働基準局の局医に委嘱され、業務上外の判断に対して医学的な意見を述べたこともしばしばあります。保健・医療・福祉の総合医療の原点を目指して、本年から春野町の永井病院に勤務しております。

現在までの経験から整形外科医として、また、産業医として、お役に立てることがあれば微力を尽くしたいと思っております。



産業医学相談員
坪崎 英治
(高知検診クリニック院長)

私はもともと内科医であり、33歳のときに大学での生活にピリオドを打ち、高知に帰ってきてからも数年間は赤十字病院の内科に勤めていました。その後、現在の検診専門の施設を運営するようになりましたが、やはり内科医としての仕事の占める割合が大きいのですが、職業性疾患関連の検診が長年の間に多くなってきました。

そうした経験の中で、私が思いますのは、職業性疾患で悩むのは労働者だけでなく、その事業の経営者も同じく悩める人々だということです。業務を続けるのであれば、被害を少なくするためにすべての人々が知識を増やし、作業工程や作業環境の改善、健康管理の充実を図ることが必要です。その一助となるべく努めたいと思っています。



産業医学相談員
森木 光司
(森木病院院長)

昭和51年、東邦大学大学院医学研究科卒、医学博士。専攻は外科学（心臓血管外科）ですが、その後、腎臓病学（人工透析、腎移植）にも携わり、昭和58年1月に同大学講師に任命されました。

昭和60年2月に父の跡を継ぎ、伊野町で森木病院理事長となり、現在に至っています。一開業医として地域医療に専念していますが、産業医についてはまだ駆出して、諸先輩の先生方のご指導を受けながら、邁進したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。



産業医学相談員
高島 正
(高知県総合保健協会)

約20年間の外科医生活にピリオドをうち、健康診断の仕事に就いて13年になりました。この間、事業場の健診にも関わり、労働衛生分野の知識の必要性が痛感され、平成4年に日医の認定産業医、平成5年に労働衛生コンサルタントの資格を取得しました。平成7年には日本労働安全衛生コンサルタント会高知支部が創設され、創設より平成13年春まで支部長を務めさせていただきました。

現在は健康診断事業に関わる一方で、数カ所の事業場の嘱託産業医として職場巡視や健康相談に当たっております。高知県の事業場は殆どが中小零細企業であり、産業医も、事業主と現場従業員双方の立場を勘案して意見を求められることが多く、社会状況なども考慮に入れなければならない難しさが多々あると考えられます。少しでもお役に立てれば幸いです。



労働衛生工学相談員
門田 毅彦
(門田労働衛生コンサルタント事務所長)

このたび労働衛生工学を担当することとなりました。平成3年以来、作業環境測定士、労働衛生コンサルタントとしてさまざまな現場に立つことができました。そこで職場環境の問題解決には作業環境の把握と、職場みんなで考える現実的な改善策が重要であると痛感しました。拙い経験ですが、さらに現場に即した勉強をしていきたいと思っています。

微力ですが、快適な職場環境を目指している皆様と一緒に考え、効果的な改善策を立てるお役に立ちたいと念願しております。どうかよろしくお願いいたします。



労働衛生工学相談員
中西 淳一
(東洋電化工業株式会社
分析センター)

昭和57年から東洋電化工業株式会社におきまして新製品の開発や原料・製品などの品質管理業務に従事した後、環境測定士として大気・水質・悪臭・土壌などの環境分析や騒音・振動の環境測定に携わるかたわら、第一種作業環境測定士として粉じん・特定化学物質・鉛・有機溶剤などの有害物質の作業環境測定を通じて労働衛生管理を行ってまいりました。作業環境管理は、作業管理や健康管理と同様に労働衛生管理の重要な要素です。皆様方の職場の作業環境はいかがでしょうか。

このたびの相談員委嘱を機に、より快適な職場環境づくりを目指して、微力ながら皆様方のお役に立てますよう尽力いたしたいと存じます。



労働衛生工学相談員
川村 清雄
(株東洋技研)

私は工場で原材料の受入検査から製品の出荷検査まで品質管理を主な業務として従事してきましたが、昭和51年、環境測置士の資格を取得してから環境問題に関わるようになり、作業環境測定業務に携わってまいりました。現在は、測定機関で作業環境測定（粉じん、特化物、金属、有機溶剤）を担当しております。

職業性疾病の予防の面から見ると、作業環境管理が最も重要であると考えられています。労働者が健康であることは産業保健の基本であり、職場で働く人々が快適な職場環境で働けるよう、微力ではありますが、少しでもお役に立てればと思っています。



メンタルヘルス相談員
伊藤 高
(いとうクリニック院長)

大阪生まれの私が縁あって高知へ赴任して早8年。昨年5月からは高知城のすぐ近くで小さな精神科クリニックを開業しております。専門分野は、うつや不安、お酒に絡む問題などです。

日常の診療の中で、仕事に絡むストレス、あるいはそこから生じる心の問題に対応しているうちに、現代社会のひずみを垣間見るような気がします。

お気軽にご相談いただければ幸いです。



労働衛生関係法令相談員
山本 秋廣
(高知労働基準協会
事務局長)

労働基準行政を離れ7年が経過しましたので、お役に立つことは何ひとつございませんが、高知地域産業保健センター運営協議会のメンバーに加えていただいております関係で大役が回ってきたものと思います。

職場では人命尊重という不変の理念の下に安全衛生活動が展開されていますが、衛生面は安全面に比べて若干消極的な面があるように感じます。

「転ばぬ先の杖」という先取りの対策は、衛生面でも肝要だと思います。今後、皆様方と一緒に、労働衛生法令を勉強し、労働衛生ルールをご理解していただくお手伝いが少しでもできればと思っています。なにとぞよろしくお願い申し上げます。



カウンセリング相談員
森 由枝
(森社会保険事務所長)

近年、職場環境や労働環境が大きく変わってまいりました。組織や制度の変化などにより心と行動が伴わず、心が不健康な状態となったままの行動は、職場の人周関係や仕事にも悪影響を及ぼしていきます。

職場で悩みや不安・ストレスをもったまま働いていませんか？ この目に見えない「自分の心」を少し見てみませんか。

カウンセリングを通してお手伝いできればと思っています。よろしく願いいたします。



保健指導相談員
五十嵐 恵子
(高知県総合保健協会)

「元気に仕事をし、健康な生活を送る」ために、健康管理に気を配られている方は多いと思います。

私は健診機関の保健婦として産業看護の仕事に就き20年近く経ちました。その間、社会や環境の大きな変化の中で、ひとりひとりの健康のとらえ方、そして思いも変化しているように思います。自分自身が「健康」を感じ、考え、知るところから、職場での取り組みも広がってくるのではないのでしょうか。

生活習慣や健康について一緒に考えていく場として利用していただき、少しでもお役に立ちたいと思っています。

講師紹介依頼書

申込者の氏名		所属・役職	
申込者の職種		1.産業医 2.保健婦(士)・看護婦(士) 3.事業主 4.労務管理担当者 5.衛生管理者 6.産業保健関係機関 7.労働者 8.その他()	
事業所 又は 団体	名称	T E L	
	所在地	F A X	
	従業員数	(男) 名 ・ (女) 名	合計 名
	業種・業務内容	産 業 医 氏 名	
会議・研修 等の名称			
希望日時	① 平成 年 月 日()	時 分~	時 分
	② 平成 年 月 日()	時 分~	時 分
	③ 平成 年 月 日()	時 分~	時 分
開催場所			
受講対象者	受 講 者 数		
行事内容及びご希望の講演テーマ・内容等			
※講師名	※ 専 門 分 野		

※センター記入欄

※コピーしてお使い下さい。
※講師料は原則有料です。

労災保険二次健康診断等 給付事業のお知らせ

二次健康診断等給付は、労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のうち、直近のもの（以下「一次健康診断」といいます。）において「過労死」等、業務上の事由による脳血管疾患及び心臓疾患の発生（以下「脳・心臓疾患」といいます。）に関連する血圧の測定等の項目について異常の所見が認められる場合に、労働者の請求に基づき、二次健康診断及び特定保健指導を給付する制度です。

○二次健康診断等給付を受けるための要件

二次健康診断等給付は、一次健康診断の結果において、①血圧の測定②血中脂質検査③血糖検査④肥満度の測定の4項目すべての検査について異常の所見があると診断された場合に受けることができます。ただし、労災保険制度に特別加入されている方及び既に脳・心臓疾患の症状を有している方は対象外となります。

○二次健康診断等給付の内容

二次健康診断等給付では、空腹時血中脂質検査等6項目の二次健康診断と栄養指導等3項目の特定保健指導が給付されます。

○二次健康診断等給付の請求の方法

二次健康診断等給付を受けようとする労働者の方は、二次健康診断等給付請求書（様式第16号の10の2）に必要事項を記入し事業主の証明を受け、一次健康診断の結果を証明することができる書類（一次健康診断の結果の写し等）を添付した上で、当該請求書を二次健診等給付医療機関を経由して高知労働局長に提出してください。

なお、その費用は高知労働局から直接二次健診等給付医療機関へ支払います。

○二次健康診断等給付の請求に当たって注意していただく事項

- ① 一次健康診断を受診した日から3ヵ月以内に請求する必要があります。
一次健康診断を受診した日から3ヵ月を過ぎた場合、原則として二次健康診断等給付を受けることはできません。

- ② 1年度に1回のみ受けることができます。

1年度以内に2回定期健康診断を受診し、いずれの場合も二次健康診断等給付を受ける要件を満たしている場合でも、二次健康診断等給付は1年度に1回しか受けることができません。

- ③ 健診給付病院等でのみ受けることができます。

二次健康診断等給付は高知労働局長が指定した「労災保険二次健診等給付医療機関」で受けることができますので、高知労働局もしくは最寄りの労働基準監督署とご確認の上、二次健診等給付医療機関をご利用ください。

○給付を受けた労働者は

二次健康診断等給付を受けられた労働者は、二次健康診断等給付医療機関が発行する「二次健康診断等の受診結果」を3ヵ月以内に事業者に提出してください。

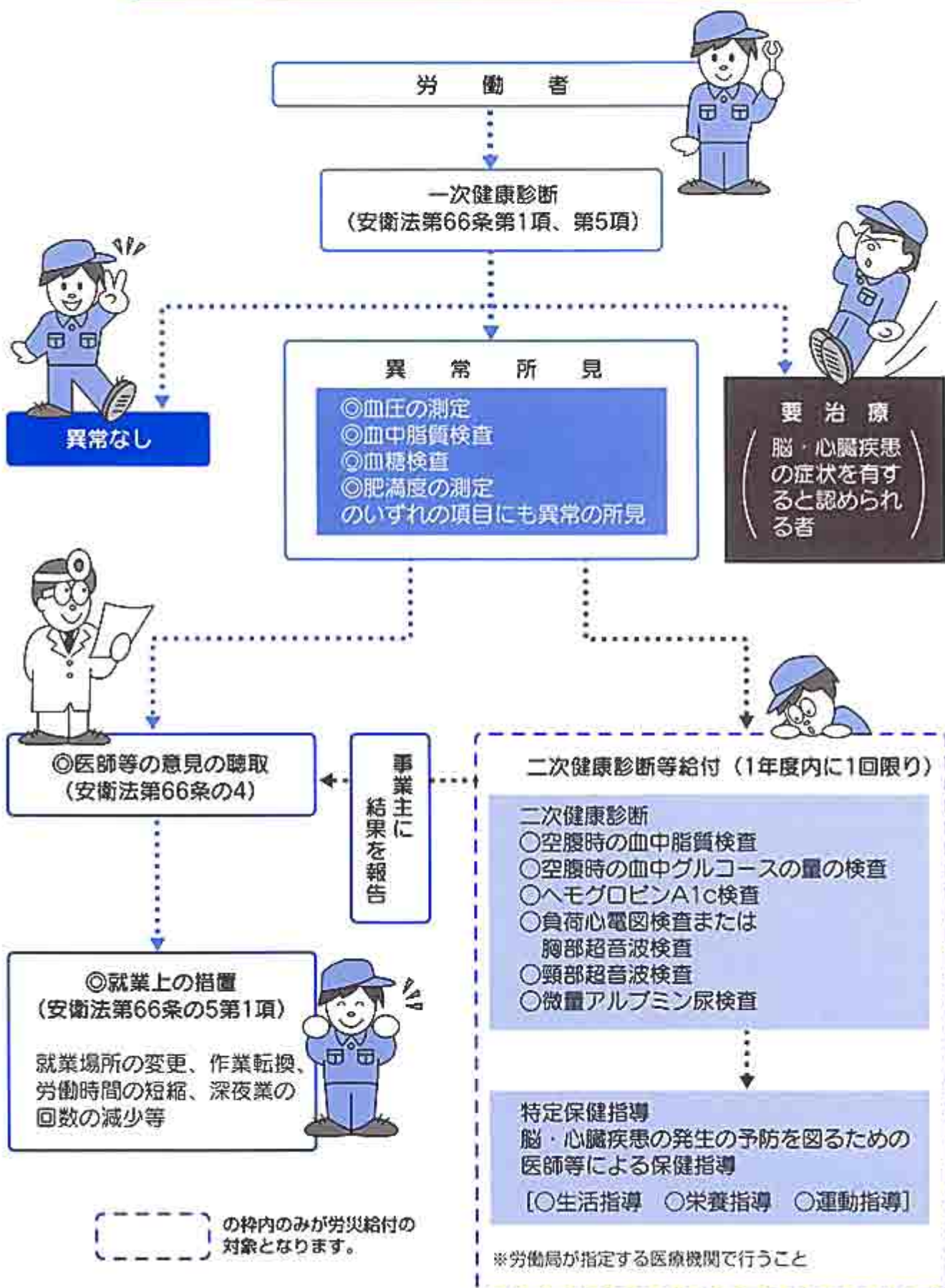
○事業者の措置について

二次健康診断等給付を受けた労働者から、二次健康診断を受けた日から3ヵ月以内に当該二次健康診断の結果を証明する書面が提出された場合には、当該事業者は労働安全衛生法に基づき、医師等の意見を聴取し、就業上の措置を講ずる義務があります。

二次健康診断等給付の詳細についてのお問い合わせは、高知労働局労働基準部労災補償課もしくは最寄りの労働基準監督署へお尋ねください。



二次健康診断等給付の仕組み



小規模事業場産業保健活動

支援促進助成金のお知らせ

労働者数が50人未満の事業場においては産業医の選任義務がないこともあって、労働者の健康管理に立ち遅れが指摘されていました。

このため、平成8年10月に労働安全衛生法が改正され、労働者の健康確保に前向きに取り組むために、50人未満の事業場においても産業医の選任に努めることとされました。

この改正を受けて、労働省は平成9年9月より労働者数が50人未満の複数の事業場が共同で産業医を選任した場合、選任に要する経費を助成する事業を行っています。

この事業は当推進センターが申請等の窓口となっています。

①申請前の準備

【支給対象事業者の要件】

- (1)常時使用する労働者が50人未満の事業場
- (2)2以上の小規模事業場で集団を構成していること
- (3)集団の中から代表事業者が定められていること
- (4)集団が共同で産業医を選任していること

【共同選任産業医の要件】

- (1)産業医の要件を備えた医師（日本医師会の認定産業医等）
- (2)医師1人が担当する事業場数は、原則として6事業場以内であること。

②助成金の支給額

助成金は、小規模事業場の規模に応じて1事業場当たり次の年額が支給されます。

常時使用する労働者数が30人以上50人未満の事業場	83,400円
常時使用する労働者数が10人以上30人未満の事業場	67,400円
常時使用する労働者数が10人未満の事業場	55,400円



③支給期間

助成金は、3カ年度を限度として支給されます。

④助成金の支給申請

集団の代表事業者が申請書類を取りまとめ、高知産業保健推進センターへ支給申請を行います。

【申請期間】

支給申請の期間は、毎年4月1日から5月末日までです。

⑤助成金の支給

労働福祉事業団が申請に基づき審査を行い、集団を構成する事業者ごとに助成金を支給します。

※詳細については、高知産業保健推進センターにお問い合わせください。

TEL 088-826-6155

FAX 088-826-6151



深夜業に従事する皆様へ

自発的健康診断 受診支援助成金利用のご案内



助成金支給対象者

自発的健康診断受診支援助成金の支給対象者は、次の要件をすべて満たすとともに、自発的健康診断を受診した方です。

要件

- 1 常時使用される労働者**
(1週間の労働時間が通常の労働者の所定労働時間数の4分の3以上の方も含まれます)
- 2 自発的健康診断を受診する日前6カ月の間に1カ月当たり4回以上(過去6カ月で合計24回以上)深夜業に従事した方**
- 3 今年度にこの助成金の支給を受けたことがない方**

※深夜業とは、午後10時から翌日の午前5時までの間における業務をいいます。勤務時間の一部でも午後10時から午前5時までの時間帯にかかる場合は「深夜の業務」とあります。

※国の直営事業・官公署の事業等の労働保険非適用事業に係る労働者は対象となりません。

※人間ドックにもご利用できます。

助成金額

自発的に受診した健康診断に要した費用(消費税を含む)の3/4に相当する額が助成されます。ただし、その3/4に相当する額が、7,500円を超える場合の支給額は7,500円とします。

(例:健康診断費用が7,200円の場合は、5,400円が支給されます)

助成金の流れ



写真で綴る開所式



梅雨の合間に南国の青空が広がった6月7日、高知産業保健推進センター（鈴木秀吉所長）の開所式が、高知市内の高知グリーン会館で行われました。式典には、坂本由紀子・厚生労働省労働基準局安全衛生部長

（現東京労働局長）、高瀬佳久・日本医師会常任理事らの来賓のほか、県内の産業保健関係者らが参加し、センターの船出を祝いました。



鈴木秀吉高知産業保健推進センター所長

地域産業保健センター別	担当医師会	地域産業保健センター別	担当医師会
高知地域産業保健センター ①高知市城山町207-6 (高知医師協同組合1階) ☎088-833-1248 FAX兼用 毎週 月、水、金曜日 (10時～16時、月曜のみ19時まで)	高知市医師会 土佐長岡郡医師会	中村地域産業保健センター ②中村市右山字明治383-8 (幡多医師会館内) ☎0880-34-4643 FAX兼用 毎週 火、水、木曜日(10時～16時)	幡多医師会
須崎地域産業保健センター ③須崎市緑町6-40 (ハイツ長山203号室) ☎0889-42-2901 FAX兼用 毎週 月、水、金曜日(10時～16時)	高岡郡医師会 吾川郡医師会	安芸・香美域産業保健センター ④安芸市庄之芝町1-46 (安芸郡医師会館内) ☎ 0887-35-3526 FAX 0887-35-8206 毎週 火、水、木曜日(10時～16時)	安芸郡医師会 香美郡医師会



▲事務所



▲問診室



◀和田貞治副所長(左下)
松熊 益業務課長(右下)
神田明典業務課員(左上)
三宮 栞業務課員(右上)



▲相談室



▲会議室

編集後記

本年6月、高知産業保健推進センターの開所式を迎えることができました。これもひとえに皆様方のご協力によるものと深く感謝申し上げます。

さて、このたび当センターの情報誌「よさこい」を創刊する運びとなりました。お忙しい中、原稿をお寄せいただきました関係者の方々に対し、厚く御礼申し上げます。

今後は、情報誌「よさこい」が産業保健に携わる方々とセンターの架け橋となり、そして、当センターが産業保健情報バンクとなるよう努力してまいりたいと考えております。

皆様方のご意見、ご要望をいただきますとともに、当センターを皆様の産業保健基地として気軽にご利用下さいますようよろしくお願ひ申し上げます。

副所長 和田貞治

ご案内図



●ご利用いただける日時

休日を除く毎日 AM9:00~PM5:00

(休日は毎週土・日曜日及び祝日、年末年始、7月1日)



労働福祉事業団

高知産業保健推進センター

〒780-0870

高知県高知市本町4丁目2-40 ニッセイ高知ビル4階

TEL 088-826-6155 FAX 088-826-6151

ホームページ <http://www1.biz.biglobe.ne.jp/~sanpo39/>

Eメール sanpo39@msf.biglobe.ne.jp